

「働き方改革」関連法案の国会提出断念を求める意見書（案）

「働き方改革」関連法案に含まれる「裁量労働制」の拡大をめぐり、安倍首相が自らの国会答弁を撤回し謝罪しました。撤回した答弁は、裁量労働制で働く労働者の労働時間は、一般労働者よりも短いというもので、基礎とされる厚生労働省のデータが実態を反映していないことが明らかになった結果です。「労働時間」という法案の根幹にかかわる部分が事実と違うことが明らかになったいま、法案の国会提出は断念する以外にありません。

裁量労働制による労働時間が一般労働者より長いということは、多くのデータが明らかにしています。労働政策研究・研修機構の調査では、企画業務型裁量労働制の1カ月の平均労働時間は194.4時間、一方、一般労働者は186.7時間となっています。厚労省の労働基準局長も、「他に裁量労働制の方が短いというデータがあるのか」との質問に対し、「持ち合わせていない」と国会で答弁しています。

裁量労働制は、いくら長時間働いても労使で事前に合意した分だけを働いたとみなす制度で、長時間労働の温床の一つとなっています。それを拡大する「働き方改革」法案に、労働者や過労死遺族から厳しい批判の声が上がるのも当然です。

「働き方改革」一括法案は、問題になっている裁量労働制の拡大だけでなく、「残業代ゼロ制度」を導入したり、過労死水準を超える月100時間までの残業を容認することなどが盛り込まれています。企業利益を最優先した「過労死促進法」と言われても仕方がないものです。

よって、本議会は「働き方改革」関連法案の国会提出断念を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

茨城県議会議員 山岡恒夫

内閣総理大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長